

**ピムコ・グローバル・ハイールド・ファンド(毎月分配型)  
ハイールド債券市場を取り巻く環境**

追加型投信 / 海外 / 債券

当ファンドの運用委託先であるピムコ社より、足元のハイールド債券市場を取り巻く環境について下記の通り情報の提供がありましたので、ご報告させていただきます。

**ハイールド債券は良好なパフォーマンスを継続。  
企業のファンダメンタルズは改善基調、デフォルト率は当面低位で推移すると予想。  
長引く低金利政策をうけたハイールド債券への需要の高まりなども相場を下支え。**

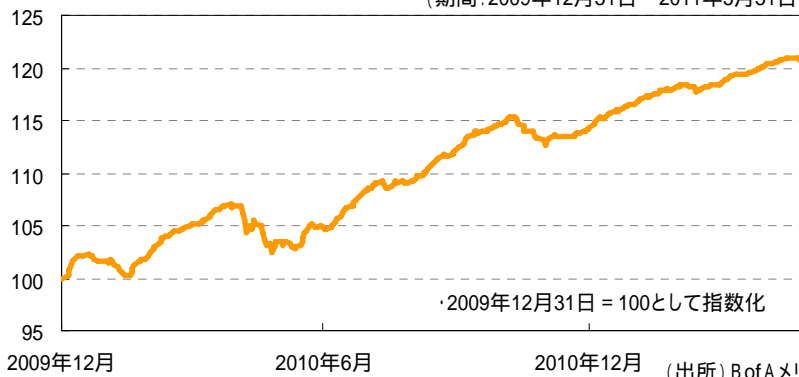
**堅調なハイールド債券市場**

- ・米国では量的金融緩和第2弾(QE2)の導入が視野に入った昨年の夏以降、金融緩和によりもたらされた市場流動性や、諸々の政策がもたらした景気浮揚に対する期待感がリスク資産への追い風となっています。この流れは2011年に入ってから続き、2011年初来のハイールド債券市場は堅調な推移を見せています。
- ・2010年にハイールド債券は14.3% と力強く上昇したことに加え、2011年(～5月末)も5.8% のリターンとなり、堅調に推移しています。

現地通貨ベースの騰落率です。

**【ハイールド債券のパフォーマンス(現地通貨ベース)】**

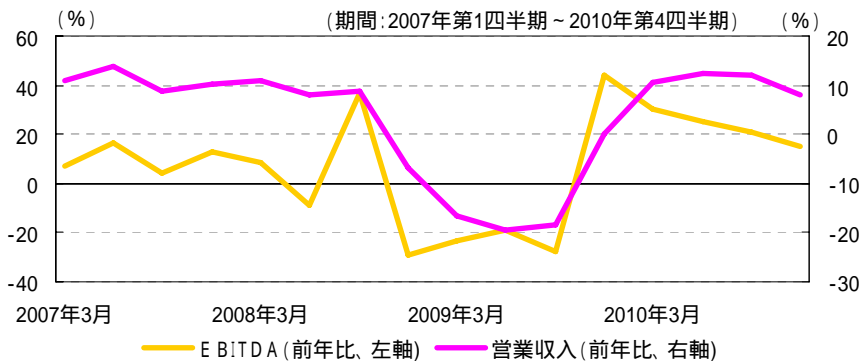
(期間:2009年12月31日～2011年5月31日)



**ハイールド企業の業績が好転**

- ・リーマン・ショックを受け、企業業績は落ち込みましたが、2009年に底打ちして以来、回復傾向が顕著となっています。また企業の収益構造を見ても、より質が高く、且つ持続可能なものへと変遷してきたことが窺えます。回復初期の企業は在庫の再積み上げ効果やコストカットが収益の源泉であったものの、足元ではグローバルな需要を取り込んだ成長へと回帰する状態がみられます。この様な環境下、2009年にかけて大きく落ち込んだハイールド企業の業績は、リーマン・ショック前の水準に肩を並べるまで回復を遂げています。

**【ハイールド企業の利益と収入の推移】**



・E BITDAとは、税引前利益に支払利息、固定資産の減価償却費を加えて計算されます。

(出所) BofAメリルリンチ社のデータよりピムコ社作成

- ・上記で使用している指数についてはP6をご覧ください。
- ・本見通しなしいし分析は作成時点の見解を示したものであり、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。
- ・上記グラフは過去の実績および作成時点での見解を示したものであり、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。上記と異なる期間を対象とした場合は計算結果も異なる点にご注意ください。

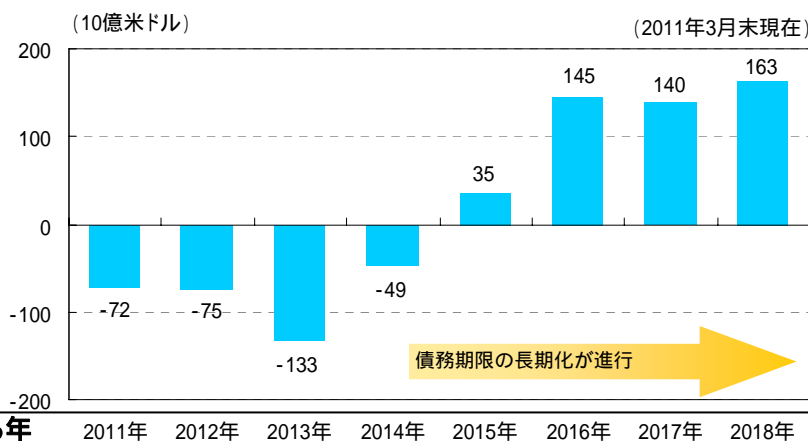
**「当資料のご利用にあたっての注意事項等」の内容を必ずご覧ください。**

## ピムコ・グローバル・ハイールド・ファンド(毎月分配型)

### 足元の借換えリスクは低下

- ・ 企業のデフォルト(債務不履行)率が上昇するタイミングとして借入金の借換えタイミングは非常に注目される指標です。リーマン・ショック直後、企業の資金調達が困難になったことから、デフォルト率は急激に上昇しました。この反省を踏まえ、2009年に金融市場のパンニックが沈静化した後、返済期限の迫った債務をより期限の長い債券へと借換えする動きが活発化しました。
- ・ 実際に、2009年以降ハイールド債券市場では5,000億米ドル近くもの記録的な大量発行が行われましたが、そのうち中長期債への借換え目的の発行は7割程度に上り、ハイールド債券市場の満期構成が大幅に長期化しました。これにより、当面はハイールド企業が資金難に陥りデフォルト率が急上昇するリスクは大幅に低減したと言えます。

【2011年3月末のハイールド債券市場の満期構成の変化(2008年比)】



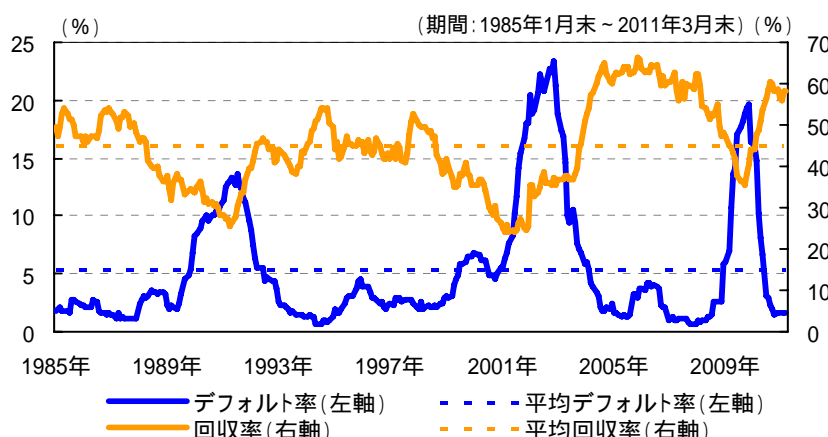
債券が満期を迎える年

(出所) BofAメリルリンチ社のデータよりピムコ社作成

### デフォルト率が低下する一方、回収率は上昇

- ・ リーマン・ショック後の資金調達難を受けて急上昇したデフォルト率は、企業のファンダメンタルズの改善や借換えリスクの低下を受け、1.6%にまで低下しています。また、企業が破綻した際に、元本に対して回収可能な資金の比率である、「回収率」も2001年には24%まで落ち込んだものの、60%近辺にまで回復しています。これは、ハイールド債券への投資環境が大幅に改善していると言えます。

【ハイールド債券のデフォルト率と回収率の推移】



(出所) BofAメリルリンチ社のデータよりピムコ社作成

- ・ 上記で使用している指数についてはP6をご覧ください。
- ・ 本見通し分析は作成時点の見解を示したものであり、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。
- ・ 上記グラフは過去の実績および作成時点での見解を示したものであり、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮していませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。

「当資料のご利用にあたっての注意事項等」の内容を必ずご覧ください。

## ピムコ・グローバル・ハイールド・ファンド(毎月分配型)

### 今後のハイールド債券市場の見通し

上述のとおり、ピムコ社では、足元の不透明な経済環境下でもハイールド企業は健全な財務状況を維持できると考えており、その結果、債券市場も当面安定的に推移すると予測しております。加えて下記の要因もハイールド債券市場を下支えすると考えられます。

#### ファンダメンタルズ対比、依然として魅力的な利回り

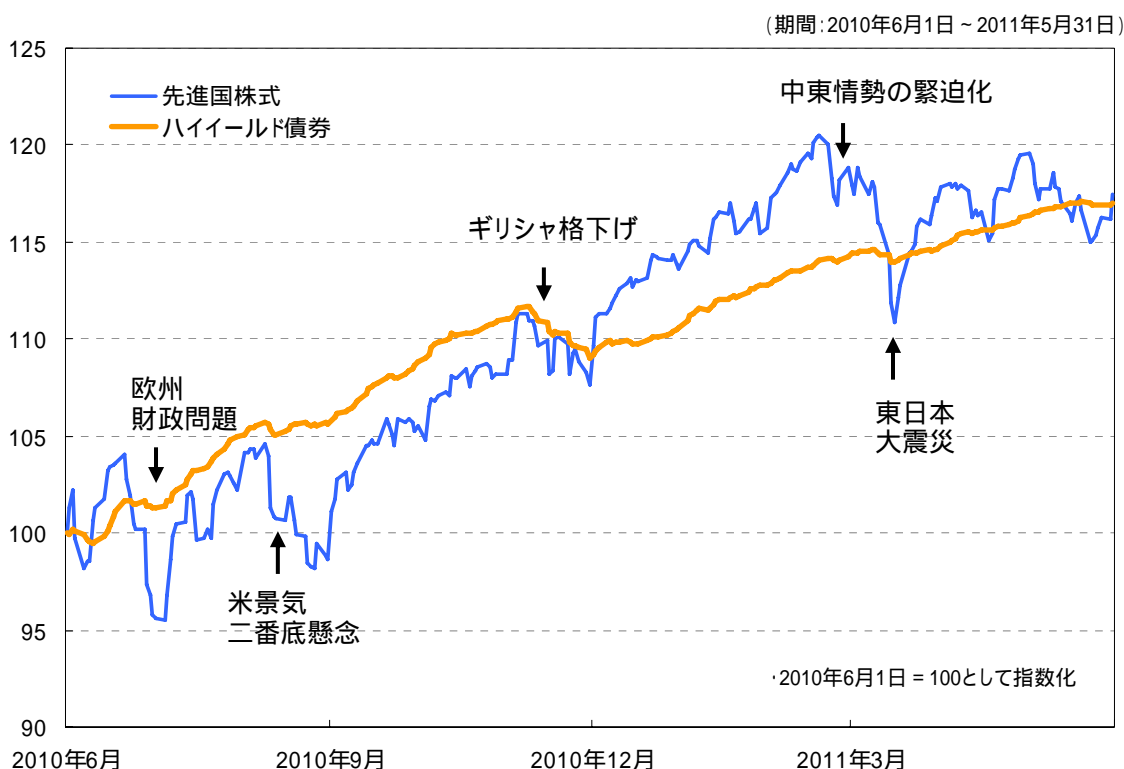
ハイールド企業の信用力を考慮した超過スプレッドは過去の平均より高い水準で推移しており、企業の実態に比べて魅力的な利回りが獲得できることを示しています。言い換えると、リーマン・ショック以降、ハイールド債券は58%上昇しましたが、依然として割高感は見られないとみています。

超過スプレッドとは、スプレッド(ハイールド債券と国債の利回り格差)から予想損失(市場のデフォルト率と回収率ももとに計算)を控除したもので、実際のデフォルトや回収率などを考慮したうえでどれくらい追加的な利回りを獲得できるか判断する目安となります。

#### 景気動向を踏まえたハイールド債券に対する強い需要

今後予想される経済環境の変化もハイールド債券市場の支援材料になると考えています。ピムコ社では、高い失業率などを背景に今後の先進国の景気回復は緩慢なものに留まり、各国中央銀行は低金利政策を継続すると考えています。このような状況下では、高い利回りの確保を目指す投資家からの強い需要が期待できます。一方で、金利上昇の懸念が台頭した場合においても、「金利上昇に強い債券」としてのハイールド債券の特徴が魅力を増すと考えられます。また、長期的には株式に似た値動きをする一方で、短期的な価格下落は株式ほど大きくない点も、ハイールド債券の魅力として捉えることができます。

#### 【ハイールド債券と先進国株式の推移(現地通貨ベース)】



(出所) BofAメリルリンチ社、ブルームバーグ社のデータよりピムコ社作成

- ・上記で使用している指数についてはP6をご覧ください。
- ・本見通しないし分析は作成時点の見解を示したものであり、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。
- ・上記グラフは過去の実績および作成時点での見解を示したものであり、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮していませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。上記と異なる期間を対象とした場合は計算結果も異なる点にご注意ください。

「当資料のご利用にあたっての注意事項等」の内容を必ずご覧ください。

## ビムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド(毎月分配型)

### ファンドの目的・特色

**ファンドの目的**  
 世界各国のハイイールド債券を実質的な主要投資対象とし、相対的に利回りの高い社債等へ分散投資することにより、高い利子収入の獲得をめざします。

**ファンドの特色**

- ・主として円建外国投資信託であるビムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンドへの投資を通じて、世界各国の国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券(MBS)、資産担保証券(ABS)等に実質的な投資を行います。また、国内投資信託である短期資産マザーファンドへの投資を通じて、国内の短期公社債等に実質的な投資を行います。(ファンド・オブ・ファンズ方式)
- ・BofAメリルリンチ グローバル・ハイイールド・インデックス(BB - B、円ベース)をベンチマークとします。
- ・実質的に投資する公社債は、原則として取得時においてB - 格相当以上の格付を有しているものに限るものとし、ポートフォリオの実質的な平均格付は原則としてB - 格相当以上を維持します。
- ・ポートフォリオの実質的な平均デュレーションは原則としてベンチマーク±2年以内で調整します。
- ・実質的な組入外貨建資産については、原則として、為替ヘッジを行いません。
- ・運用指図に関する権限は、ビムコジャパンリミテッドに委託します。
- ・毎月の安定分配をめざします。

#### <主な投資制限>

- ・投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
- ・外貨建資産への直接投資は行いません。

### 投資リスク

**基準価額の変動要因**  
 ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。  
 したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。  
 ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

#### 市場リスク

##### (価格変動リスク)

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受け組入公社債の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

##### (為替変動リスク)

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

#### 信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

#### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

ファンドは、格付けの低いハイイールド債券を主要投資対象としており、格付けの高い公社債への投資を行う場合に比べ、市場・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

**その他の留意点**

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

**リスクの管理体制**  
 ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。  
 また、運用委託先で投資リスクに対する管理体制を構築していますが、委託会社においても運用委託先の投資リスクに対する管理体制や管理状況等をモニタリングしています。

**(ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。)**

委託会社(ファンドの運用の指図等)	三菱UFJ投信株式会社
受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)	三菱UFJ信託銀行株式会社
販売会社(購入・換金の取扱い等)	後記の各照会先でご確認いただけます。

設定・運用	三菱UFJ投信株式会社
金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第404号
加入協会	(社)投資信託協会
	(社)日本証券投資顧問業協会

**ビムコ・グローバル・ハイールド・ファンド(毎月分配型)**
**手続・手数料等**
**お申込みメモ**

購入単位	販売会社が定める単位 / 販売会社にご確認ください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ファンドの基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
購入代金	販売会社の定める期日までに販売会社指定の方法でお支払いください。
換金単位	1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位 / 販売会社にご確認ください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額 - 信託財産留保額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受け付けた購入・換金のお申込みを当日のお申込み分とします。
申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行の休業日、その他ニューヨークにおける債券市場の取引停止日は、購入・換金のお申込みができません。2011年の該当日は1月17日、2月21日、4月22日、5月30日、7月4日、9月5日、11月11日、11月24日、12月26日です。なお、休業日および取引停止日は変更される場合があります。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
信託期間	無期限(2004年9月30日設定)
繰上償還	受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。
決算日	毎月7日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎月の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
課税関係	課税上、株式投資信託として取り扱われます。

**ファンドの費用・税金**
**・ファンドの費用**
**【お客さまには以下の費用をご負担いただきます。】**
**お客さまが直接的に負担する費用**

購入時	
購入時手数料	購入価額 × 3.15% (税抜 3%) (上限) / 販売会社にご確認ください。
換金時	
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額 × 0.3%

**お客さまが信託財産で間接的に負担する費用**

保有期間中	
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額 × 年1.47% (税抜 年1.4%) ファンドが投資対象とする投資信託証券では運用管理費用 (信託報酬) はかかりませんので、お客さまが負担する実質的な運用管理費用 (信託報酬) は上記と同じです。
その他の費用・手数料	売買委託手数料等、監査費用等を信託財産からご負担いただきます。 これらの費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

運用管理費用 (信託報酬)、監査費用は毎日計上され、毎決算時または償還時に信託財産から支払われます。その他の費用・手数料 (監査費用を除きます。) は、その都度信託財産から支払われます。

購入時手数料、運用管理費用 (信託報酬) およびその他の費用・手数料 (国内において発生するものに限り) には消費税等相当額が含まれます。お客さまにご負担いただく手数料等の合計額は、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

**・税金**

個人受益者については、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の価額から取得費を控除した利益に対して課税されます。なお、法人の課税は異なります。また、税法が改正された場合等には、変更となる場合があります。詳しくは投資信託説明書 (交付目論見書) をご覧ください。

**当資料のご利用にあたっての注意事項等**

投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。 / 販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金に加入していません。 / 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。 / 投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書 (交付目論見書) 等の内容を必ずご確認ください。 / 当資料は、当ファンドの運用状況をお知らせするために三菱UFJ投信が作成した資料です。 / 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。 / 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。 / 当資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮していませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。

市況動向および資金動向等により、ファンドの基本方針通りの運用が行えない場合があります。

**(ご購入の際には、必ず投資信託説明書 (交付目論見書) をご覧ください。)**

お客さま専用  
フリーダイヤル  **0120 - 151034**  
受付時間 / 9:00 ~ 17:00 (土・日・祝日・12月31日 ~ 1月3日を除く)

< オフィシャルサイト > <http://www.am.mufig.jp/>  
< モバイルサイト > <http://k.m-muam.jp/a/1/3>  
基準価額・分配金をメール配信 (\*メール配信対象外ファンドもあります。)



## ビムコ・グローバル・ハイールド・ファンド(毎月分配型)

### 【当資料で使用している指数について】

ハイールド債券: BofAメリルリンチ グローバル・ハイールド・インデックス(BB - B)  
BofAメリルリンチ グローバル・ハイールド・インデックス(BB - B)とは、BofAメリルリンチ社が算出するグローバルベースの高利回り債券の値動きを示す代表的な指数です。

先進国株式: MSCI ワールド・インデックス  
MSCI ワールド・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の先進国の株式で構成されています。また、MSCI ワールド・インデックスはMSCI Inc.の財産であり、「MSCI」はMSCI Inc.のサービスマークです。

## 販売会社情報一覧表

ファンド名称: ビムコ・グローバル・ハイールド・ファンド(毎月分配型)

商号	登録番号等	加入協会
株式会社 イオン銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号	日本証券業協会
株式会社 伊予銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第2号	日本証券業協会 / (社)金融先物取引業協会
株式会社 SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	日本証券業協会 / (社)金融先物取引業協会
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	日本証券業協会 / (社)金融先物取引業協会
株式会社 紀陽銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第8号	日本証券業協会
株式会社 京都銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第10号	日本証券業協会 / (社)金融先物取引業協会
株式会社 群馬銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第46号	日本証券業協会 / (社)金融先物取引業協会
株式会社 鳥取銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第3号	日本証券業協会
百五証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第134号	日本証券業協会
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	日本証券業協会 / (社)金融先物取引業協会
株式会社 三菱東京UFJ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	日本証券業協会 / (社)金融先物取引業協会
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第33号	日本証券業協会 / (社)金融先物取引業協会
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号	日本証券業協会 / (社)日本証券投資顧問業協会 / (社)金融先物取引業協会
株式会社 宮崎銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第5号	日本証券業協会
株式会社 山形銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第12号	日本証券業協会
楽天銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第609号	日本証券業協会 / (社)金融先物取引業協会
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	日本証券業協会 / (社)金融先物取引業協会